

鳥取県告示第14号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年2月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年1月10日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成23年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいぼりい

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

杉原 正司

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡伯耆町溝口194-4

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障がいのある方や高齢者など社会的に弱い立場にある方に対して、社会福祉に関する事業を行い、ノーマライゼーションの普及及び福祉の発展と増進に寄与することを目的とする。